

R 8 年 6 月放送分
「周辺財産について」
(日本の防衛 Q & A)
(自衛隊百科)

R8. 5. 22 収録

【パーソナリティー】

本日は、「周辺財産について」をテーマに、東北防衛局施設管理課の尾花課長と高原さんから、お話を伺います。よろしくお願いします。

【職員 2 名】

よろしくお願いします。

【パーソナリティー】

はじめに自己紹介をお願いします。

【尾花】

東北防衛局施設管理課長の尾花です。私は、令和 6 年に「防衛省の環境対策について」をテーマに出演させていただきました。今回で 2 回目の出演になります。大阪出身ですが標準語で説明できるよう頑張ります。

【高原】

施設管理課の高原です。出身は宮城県仙台市です。採用 2 年目の新人です。どうぞ、よろしくお願いします。少し緊張していますが、噛まないように頑張ります。

【パーソナリティー】

ありがとうございます。噛んでもカットできますので大丈夫ですよ。

それでは、今回のテーマの「周辺財産」について、ご説明を伺いたいと思いますが、そもそも「周辺財産」とは、どのような財産なのでしょうか。

【尾花】

「防衛」・「騒音」というワードで「周辺財産」がどのようなものかイメージしていただけますか。

【パーソナリティー】

いきなり質問からスタートですか。うーん。防衛と騒音だと飛行場をイメージしますが、飛行場の周辺の財産ということでしょうか。

【尾花】

するどい！ですね。そうです。簡単に言いますと飛行場周辺の財産で概ね正解です。

少し詳しく説明します。

飛行場等周辺の騒音が大きな区域の住民に対し、希望があれば住宅などの建物の移転補償と土地の買い入れを行っています。例えば、宮城県の松島基地です。ブルーインパルスで有名な基地ですが、飛行場の周辺で航空機の騒音が煩い区域から静かな地域へ家を移転する際に、建物等を補償し、建物があつた土地の買い入れを行っています。そして、この事業により買い入れた財産が、本日のテーマであります「周辺財産」でございます。

【パーソナリティー】

飛行場等と言いましたが、「等」とは飛行場以外にもあるのですか。

【尾花】

高原さん、分かりやすいように説明してもらえますか。

【高原】

はい。課長に負けずパーソナリティーさんに質問しますが、飛行場以外にも騒音が発生するものがあると思います。何でしょうか。

【パーソナリティー】

うーん。自衛隊で騒音・・・。航空機以外ですよ。陸・海・空・自衛隊でと考えると空は航空機、海は艦艇、陸は戦車をイメージしますね。艦艇はそんなに騒音はでないと思いますけど、スクリュー音がうるさいとかですか。

【高原】

残念。戦車が惜しかったのですが、演習場周辺でも騒音が発生します。例えば榴弾砲などは発射音や着弾音、それに振動も相当なものになります。1例をあげるとこれも宮城県ですが、仙台市の北西に、王城寺原演習場があります。この演習場では砲撃音による騒音区域を指定しています。

よくドーナツに例えられますが、ドーナツの中心部分で穴が開いているところが飛行場や演習場です。これら防衛施設の周辺、ドーナツ部分が騒音エリアで、騒音エリアに居住する住民から希望があれば、住宅などの建物の移転補償と土地の買い入れを行っています。この買い入れた土地を「周辺財産」と呼び、課長を入れ5名のスタッフで管理しています。

【パーソナリティー】

なるほど。周辺財産というのがイメージできました。その周辺財産とは、どれくらいの規模ですか。

【尾花】

そうですね。東北防衛局は東北6県を管轄していますが、管内全ての周辺財産を合計すると1,150haくらいになります。東京ドームでいうと200個以上です。高原さんもう少し分かり易い「例」がありますか。

【高原】

うーん。東京ディズニーランドとシーを足すと約100haですから、これらの10倍以上となります。

【パーソナリティー】

相当な大きさですね。では、その周辺財産は、どのように管理されているのですか。

【尾花】

基本的には、皆さんが所有している土地と同じような管理をしています。例えば夏場は雑草が生えてきますので、年に2回、草刈りを行っています。見回り、清掃のほか看板を設置し、不法使用や不法投棄の防止にも努めています。

【パーソナリティー】

スタッフの皆さんで草刈りを行っているのですか。

【尾花】

いやいや。流石に職員での対応は厳しいです。先ほどは宮城県の周辺財産をご紹介しましたが、青森県に所在する三沢飛行場の周辺にもたくさんの周辺財産がありますので、草刈りは、民間企業に外注しています。一般競争入札を行っていますので、ご関心のある企業様は、入札への参加をお待ちしています。

【パーソナリティー】

ちなみに費用は、どれくらいかかるのですか。

【尾花】

地域毎に区分して発注していますが、1工区あたり数千万円となっています。詳しくは東北防衛局のホームページに年度毎の入札状況等

が掲載されていますので、そちらをご覧ください。

【パーソナリティー】

ディズニー合計の10個分の草刈りですか。さすが防衛省は規模が違いますね。

【尾花】

約1000haの全ての周辺財産を草刈りしている訳ではないのです。高原君、説明してもらえますか。

【高原】

はい。周辺財産は、緑地帯や緩衝地帯として管理しており、山林あるいは地方公共団体等に使用していただいているところを除き、除草を行っています。地方公共団体等に使用してもらっているところとは、緑地帯や緩衝地帯という行政目的を妨げない範囲で、地方公共団体や個人、企業に使用していただいているところです。

【パーソナリティー】

個人や企業も利用できるのですね。私が借りることもできるのですか。

【高原】

もちろんです。居住の目的には利用できませんが、家庭菜園や趣味の用途などにご利用いただけます。また、使用の希望をいただいた土地は、公平性・透明性を確保する観点から、他に使用の希望者がいないかを確認するため公募を行います。

【パーソナリティー】

でも使用料がかかるのですよね。高くないですか。

【高原】

高いか高くないかは個人差がありますので、判断は難しいのですが、松島基地の周辺において「撮影目的」で使用していただいた例を申し上げますと、100㎡あたり月額で1000円程度でした。使用料は、使用場所、使用期間、面積、目的などで異なりますので、関心のある方は、「東北防衛局のホームページ」の「各種手続きの国有財産の使用コーナー」をご確認ください。

【パーソナリティー】

承知いたしました。もっとお聞きしたいのですが、そろそろお時間も迫ってきましたので、最後に一言お願いします。

【尾花】

はい。本日は、周辺財産に係る管理の一側面として「草刈り」と「個人や企業による使用」をご紹介します。

周辺財産を個人や企業にご利用していただきますと、当局で実施する草刈り面積が少なくなるという関係性がございます。つまり使用料をいただきながら草刈りに係る予算の節約ができるということになります。予算の節約は、すなわち節税に繋がりますので、多くの皆様のご利用をお待ちしています。

【パーソナリティー】

はい。ありがとうございます。

本日は、「周辺財産について」、尾花さんと高原さんにお話をお聞きしました。ありがとうございました。

【職員 2 名】

ありがとうございました。

【パーソナリティー】

このコーナーでは、よりよい内容にしていくため、ラジオをお聞きの皆さまからご意見・ご感想を募集しております。お聞きのコミュニティ放送局までご連絡ください。